

令和4年度第2回青梅市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和5年1月26日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

場 所 青梅市役所議会棟大会議室

委嘱委員(14人)

潮 大輔	三木アサオ	加藤 博行	関山 利行	鹿児島武志
野本 正嗣	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一
宮野 良一	三宅 明彦	中村 孝史	米内 久永	

出席委員(12人)

潮 大輔	加藤 博行	関山 利行	鹿児島武志	百瀬 澄雄
田中 三広	金子 勉	桑田 一	宮野 良一	三宅 明彦
中村 孝史	米内 久永			

欠席委員(2人)

三木アサオ 野本 正嗣

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	小山高義	市 民 部 長	細金慎一
保 険 年 金 課 長	丹野博彰	収 納 課 長	吉澤武司
健 康 課 長	原島 明	給 付 係 長	石川 真
資 格 賦 課 係 長	藤原道人	徴収庶務係長	大野修一
特 定 健 診 係 長	塩野千春	給 付 係 主 任	福原 悠

傍聴者 0人

議事日程

1 会議録署名委員の指名

2 協議事項

(1) 出産育児一時金について(諮問)

3 報告事項

(1) 令和4年度 国民健康保険特別会計3月補正予算(案)編成状況について

(2) 令和5年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)編成状況について

(3) 令和5年度の国民健康保険に関する主な制度改正について

(4) 国民健康保険税の動向について

ア 法定外繰入等解消における国の動向

イ 令和5年度東京都標準税率

(5) 被保険者証の廃止について

4 連絡事項

(1) 今後の会議日程等について

△副市長挨拶

○副市長 本日は、大変お忙しいところ、皆様方には今年度第2回目の 青梅市国民健康保険運営協議会に、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来ですと、市長が御挨拶申し上げるところでございますが、他の公務がございますので、代わりまして、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから国民健康保険事業を始め、青梅市政全般にわたりまして、御協力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

先ほど、辞令の交付をさせていただきました、宮野委員、中村委員におかれましては、引き続きのお願いをするとともに、新たに就任していただきました関山委員におかれましては、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、青梅市におけるコロナ対策であります。引き続き、各部署においても、対応を迅速かつ的確に進めるとともに、市民へのワクチン接種につきましては、昨年10月より、市内医療機関に委託して実施しております。

接種にあたりましては、委員であります三師会の先生方および各師会会員の皆様の御協力をいただいておりますところでもあります。今後も、引き続き御支援、御協力をよろしくお願ひいたします。

青梅市国民健康保険においては、コロナ禍や物価高騰などの影響により、国保税収入の確保が、一層難しい状況が続いており、国民健康保険を取り巻く環境はさらに厳しいものとなっております。

本日は出産育児一時金の改定について諮問させていただきますが、皆様には高い見識から御審議いただき、答申を賜りたいと存じます。

また、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算、令和5年度制度改正および国民健康保険税の動向などについて御説明させていただきます。

皆様方の忌憚のない率直な御意見を頂戴したいと存じます。

結びに、コロナが早期に収束することを切に願うとともに、本年の皆様のみすますの御活躍を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 本日はお忙しい中、青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

先程、事務局からも説明がありましたとおり、この年末年始は新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限もなくなり、第八波も徐々に減少傾向にはありますが、死者が500名を超える日があるなど、未だ予断が許せない中での開催ではあります。しかしながら、浜中市長からの諮問があるとのことですので、このように対面による開催をさせていただきましたので、御了承いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、野本委員と三木委員のお二人から事前に欠席の御報告をいただいておりますが、ほかの委員の出席数が会議の定足数に達しておりますので、会議が成立

いたしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りしてございます会議日程に従いまして、進めさせていただきます。本日は協議事項1件、報告事項5件、連絡事項1件でございます。

協議事項では、出産育児一時金について、浜中市長から諮問があるとのことでございます。

皆さんの御協力を賜り、概ね3時頃を目途に、スムーズに進行できますようお願いいたします。

本運営協議会の会議については、公開とすることと定められており、また傍聴人に関する規定も定められているところです。

本日は傍聴の希望がございませんので、早速議事に入ります。

△「日程1」 会議録署名委員の指名

○議長 日程1、会議録署名委員の指名を行います。

本会の規定に会議録を作成することとされており、その真正を証するために、会議録の署名委員が必要でございます。

私から、会議録署名委員を指名させていただきます。

慣例により、名簿に登載されております順で、加藤委員ならびに関山委員のお二人にお願いしたいと思います。

本日の会議の会議録を、後日、事務局が作成しますので、その会議録を確認の上、御署名いただきますようお願いいたします。

△「日程2」 協議事項

○議長 それでは、日程2、協議事項に入ります。

(1) 出産育児一時金について（諮問）を議題といたします。

これにつきましては、本会に対しまして、浜中市長から、諮問があるということですので、よろしくお願いいたします。

○副市長 出産育児一時金について（諮問）

青梅市国民健康保険事業の出産育児一時金の支給額について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4条第3項、第11条第2項および第3項の規定にもとづき、貴会の意見を求めます。

○議長 只今、副市長から諮問書をいただきました。

それでは、協議に入ります。

出産育児一時金の支給額について意見を求められています。この諮問に対しては、本会が答申ということで、結論を出さなければならないということになります。事務局から出産育児一時金の支給額について説明を受けた後、議論に入りたいと思います。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 それでは、協議事項（１）出産育児一時金について（諮問）の御説明を申し上げます。

初めに、資料について御説明いたします。

事前にお送りした資料１の１は、本日の諮問書の写しでございます。

資料１の２は、青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例の要綱で、２、改正の内容にありますとおり、条例第４条に規定する出産育児一時金の額を４２万円から５０万円に引き上げることが主となります。

本日はこの件につきまして、御審議いただくこととなります。

資料１の３は、今回の支給額の改正に関する国、厚生労働省の国民健康保険課からの事務連絡の写しでございます。

続きまして、出産育児一時金について、簡単に御説明いたします。

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産した時、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり、原則４２万円を支給するものであります。

この出産育児一時金の支給額につきましては、市町村国保は条例で規定することとなっております。

青梅市においては、平成２１年１０月に、当時の支給額３８万円を４２万円に改定して以降、現在まで改定しておりませんでした。

既に報道等で御承知とは存じますが、このたび、国の子育て支援策の拡充に伴い、昨年１２月２６日、資料１の３であります事務連絡により、令和５年４月から全国一律で支給額を５０万円に引き上げることが示されました。

この事務連絡につきまして、若干の補足をさせていただきます。

表面の下部から裏面の上部の第２、改正の内容におきまして、支給する金額につきまして４０．８万円を４８．８万円とするとございますが、この４０．８万円および４８．８万円は、出産育児一時金の言わば本体価格であります。この金額に、最後の米印にありますとおり、出産時における、脳性麻痺に対する補償制度の掛け金となります、産科医療補償制度の加算額１．２万円を加えまして、現行の４２万円を５０万円に引き上げることとなります。

青梅市においては、産科医療補償制度に加入する医療機関が国内の分娩機関の９９．９％であること、また制度の対象外となる海外での出産が少ないことから、制度への加入、未加入にかかわらず、一律に４２万円を支給しておりますことから、今回の改正においても支給額を５０万円とするものであります。

また、同じく裏面の中ほど、補足において、今回の引き上げに伴う、国の予算措置の記載がございます。

市町村国保にあっては、引き上げ分８万円の３分の２を地方交付税措置で手当てされるほか、令和５年度に限り、出産１件当たり５，０００円を追加で補助を受けることとなります。

なお、この追加補助につきましては、６年度以降は、後期高齢者医療制度による出

産育児一時金への支援や、後期高齢者と現役世代との負担割合の見直しを検討する中で対応するとのことでございます。

今後、詳細が決まり次第、次回以降の本協議会の中で御報告させていただきます。

以上、大変雑ぱくではありますが、出産育児一時金について（諮問）の説明とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

原案は現行 42 万円を 50 万円に引き上げるということです。

本件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 法律の規定で 50 万円になるのですが、50 万円ありきなのか、もしくは、50 万円を上回ることも、下回ることもあるのか、どういった考え方でいけばよいのかと思ひまして。

法律の規定なので、一般的にはそこを下回ることができないかなと思ひますが、そこは市で融通が利くのでしょうか。

○保険年金課長 東京都内の 26 市の状況で御報告させていただきますと、現在小金井市が 42 万円ではなく、45 万円を支給している現状がございます。

そのプラス 3 万円につきましてはあくまでも市の持ち出しといひますか、市がお金を載せた上での支給という形です。

市の考え方としては、後ほど当初予算の方でも説明をさせていただきますが、これまでも国の法改正に伴い、42 万円を支給してきましたので、今回 50 万円ということと考えております。

○委員 それより低い、もしくは高いという考え方はなく、50 万円かどうかということですね。

○委員 補足の予算措置ということで書かれている点についてですが、具体的に 8 万円増えることによって、市の負担の部分はどうなるのか、詳しく説明をお願いします。

○保険年金課長 8 万円の部分につきましては、先ほど説明させていただいた、そのうちの 3 分の 2 が地方交付税措置で対応するという形です。あとは 5 年度に限って 5,000 円は国から直接補助が出るということでございます。

6 年度以降はどのようになるのか、まだ正式に通知が来てませんので、現状では単純に計算して、8 万円から 3 分の 2 を引いて、残りの 3 分の 1 から 5,000 円を引いた残りの額が 1 人当たりの市の負担が増えるということと考えております。

○委員 国民健康保険も年度で予算措置を組んでいると思うのですが、この出産育児一時金が4月からスタートということだと、その先6年1月に、後の資料にありますが、産前産後の国保保険税も免除になるということなので、同じ年度内で予算に関わってくるのかなと思います。こちらも加味して、議論された方がいいのかなと思ひまして。

○保険年金課長 詳細は後ほど制度改正のところで御説明しますが、委員がおっしゃるとおり、令和6年1月から産前産後の保険料の免除という制度が導入される予定でございます。

出産した方に対して4か月間の保険税の減免という形になりますので、会議の中で御検討いただければと思いますが、予算では見込むようにはしていきたいと考えております。

○議長 少子化傾向で、出生率も下がっております。50万円にしたからといって、子供が増えるかどうかはわかりませんが、国が少しでも少子化対策として改正するわけです。

○委員 青梅市の出産件数ってかなり低いんですよね。去年は何件あったのでしょうか。

○保険年金課長 去年ですと、青梅市民の出生数が611件。うち国民健康保険で出産育児一時金を支給しました件数が62件です。ちなみに今年度につきましては、1月24日現在になってしまいますが、青梅市の出生数が423件。うち出産育児一時金の支給件数が53件でございます。

○議長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

今回の引き上げについては、少子化対策の充実を図るための施策で、各保険者は任意給付であります。出産にかかる被保険者等の経済的負担を軽減することから、引き上げはやむを得ないと判断できるものであります。本会といたしましても、これ以上の検討をする余地もない事から、先ほどの事務局説明のとおり、現行の支給額42万円を50万円に引き上げる答申を行いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〈「異議なし」と呼ぶ者あり〉

○議長 それでは、異議なしとのお声がありましたので、現行の42万円を8万円引き上げ、50万円とすることで、本会からの答申を市長にさせていただきます。ありがとうございました。

こちらにつきましては、後日、市長に答申書をお渡ししたいと思ひますので、皆様

に御了承いただきたいと思います。

△「日程3」 報告事項

○議長 それでは、日程3、報告事項に入ります。

(1) 令和4年度国民健康保険特別会計3月補正予算(案)編成状況についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 それでは報告事項(1)令和4年度国民健康保険特別会計3月補正予算(案)編成状況について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

まず、歳入についてであります。左側の表を御覧ください。

1の国民健康保険税については、団塊世代の後期高齢者医療制度への大量移行や令和4年10月の被用者保険への適用拡大に伴う被保険者数の減少により、当初予算に比べて、3,204万円余の減額となる見込みであります。

2の国庫支出金については、特定健康診査等負担金の過年度分の追加交付により17万9,000円の増額を見込んだものであります。

4の都支出金については、医療費の支払いに充てる保険給付費等交付金の普通交付金分として4億円、また、特別調整交付金分として940万円余の増額を見込みました。

5の繰入金については、国民健康保険税の減額等により、収支見込みが悪化することから、一般会計からの財源補てん繰入金140万円余の追加を計上し、繰入金全体では、他の法定繰入金を合わせ、2,747万円余の増額を見込んだものであります。

続きまして歳出であります。右側の表を御覧ください。

1の総務費は、未就学児の国保税均等割額軽減制度の導入に伴うシステム改修費用として16万5,000円を増額いたしました。

2の保険給付費は、新型コロナウイルス感染症拡大における医療機関への受診控えからの回復傾向など、医療費のこれまでの実績、執行状況により、一般被保険者療養給付費を4億円増額するとともに、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給実績から460万円の増額を見込んでおります。

6の保健事業費は、特定健康診査等の実施状況により700万円の減額をしようとするものであります。

8の諸支出金につきましては、東京都への令和2年度の精算分となる返還金が不足することから、726万円を増額するものであります。

なお、本補正予算につきましては、現段階での案であり、確定したものではありませんので、御承知おきください。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和4年度国民健康保険特別会計3月補正予算(案)編成状況についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

それでは私から。まず税収の減についてですが、収入、所得が低くなったというところか、それとも被保険者の数が減ったのか、この辺のところはどうなのでしょう。

それと、この運協で出した答申の税率から、市長が若干下げたということも、この保険税の減少に起因しているのかどうか。

○保険年金課長 保険税の減額については、団塊の世代が後期高齢者に移っていき、被保険者数が減ってるということ、コロナの状況が引き続き継続していること、物価が高騰していること、2年度から継続しているコロナによる保険税の減免といったことなど全体的に見て減額となっています。

2つ目の点につきましては、昨年度、今年度の保険税率を改定するにあたり、本協議会におきましては7.5%の答申をいただいたところですが、市長の判断によりまして、1.5%を下げさせていただき、6%とさせていただきます。

この1.5%についても影響があり、財源補てん繰入金の額が予定よりは減らなかったという現状でございます。

○委員 歳出で保健事業費が700万円減額ということですが、具体的に何を削ったんでしょうか。

○健康課長 700万円の減額についてですが、受診者数が見込みよりも少なかったというところの減額になります。

○委員 特定健診などの影響ということでしょうか。

○健康課長 はい。

○委員 特定健診の受診率が前年から比べて、5ポイント以上減っている理由をお聞きしたい。

○健康課長 2020年に受診率が下がったのは、コロナの影響により減少したということです。2021年度については多少回復しましたが、今年度は夏場に第7波などがあつた関係で受診控えが起きたのかなというところで考えております。

○議長 ほかに何かありますか。

質問がないようですので、次に移ります。

次に、(2)、令和5年度国民健康保険特別会計当初予算(案)編成状況についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項（２）令和５年度国民健康保険特別会計当初予算（案）編成状況について御説明申し上げます。

資料３の１を御覧ください。

まず、歳入についてであります。左側の表を御覧ください。

一番左の欄の上から２段目、１の国民健康保険税については、課税限度額の改定を除いて保険税率等の改定をこれまで隔年で行ってきた経緯があり、既に本年度、改定を行ったことから、令和５年度は改定を行わないこととして予算額を見込みました。

令和５年度の保険税ですが、現行の保険税率等で積算し、２６億４,８００万円余を見込みました。

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行および被用者保険への適用拡大等に伴う被保険者数の減少等を見込み、令和４年度と比較いたしますと、７,８４２万円余の減少としております。

２の国庫支出金については、東日本大震災の影響による国民健康保険税の減免に伴う国からの災害等臨時特例補助金３７万１,０００円を見込んでおりますが、令和４年度当初予算で計上しておりました社会保障、税番号制度システム整備費補助金を当初予算の段階では計上していないことから、令和４年度と比較いたしますと、４１６万円余の減少としております。

４の都支出金については、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えの回復傾向による医療費等の上昇などから、前年度と比較して、２億５,３８８万円余の増額を見込んでおります。

５の繰入金については、全体で前年度より１億５,３７０万円余の増額を見込みました。国民健康保険事業の赤字補てんとなる、財源補てん繰入金につきましては、１億１,５０７万円余の増額となり、９億９,８６３万円余を見込んでおります。

次に歳出になります。右側の表を御覧ください。

２の保険給付費であります。被保険者数は減少するものの、一人当たりの医療費および高額療養費の上昇などから、前年度比２億５,６８６万円、２.６％増の１００億１,９８８万円余を計上いたしました。

３の国民健康保険事業費納付金につきましては、都が交付する保険給付費等の普通交付金や、都が一括管理する後期高齢者支援金と介護納付金の財源として、市が保険税収入などをもって納付するものであります。

令和５年度は医療費の伸び率の上昇等から、前年度比６,０３０万９,０００円、１.４％増となる、４２億２,５７１万円余を計上しております。

６の保健事業費であります。被保険者数の減少による特定健康診査の受診者数の減少等の影響もありますが、令和６年度からの次期データヘルス計画の策定費用等により前年度比６９４万円余、３.４％増の２億１,１１８万円余を計上しております。

歳入、歳出合計につきましては、前年度より３億２,４００万円、２.３％増の１４６億７,２００

万円にしようとするものであります。

なお、この当初予算につきましては、現段階での案であり、確定したものではありませんので、御承知おきください。

次に、資料3の2を御覧ください。

先ほど、歳出の3の国民健康保険事業費納付金の説明でも触れましたが、国民健康保険事業費納付金の主な財源は、保険税と法定の繰入金等であります。

この合計額が納付金額に不足する分は、一般会計からの財源補てん繰入金で賄うこととなります。

この資料においては、法定の繰入金と財源補てんの繰入金を棒グラフにして、経年でお示しいたしました。

財源補てん繰入金については、国や東京都からの交付金の増減などにより、年度によりばらつきはございますが、基本的には多額の繰入れによって運営しているところであり、国からは、段階的、計画的に削減、解消を図ることを求められております。

次に、資料3の3を御覧ください。

被保険者一人あたりの繰入金の額であります。

左側の法定内繰入金は、一般会計から負担することが決められているものであります。主には、職員給与費等の事務的経費や出産育児一時金、保険基盤安定として低所得者を対象とする保険税の軽減措置に対する補てん的なものなどになります。

また、その右側、この資料ではその他繰入金と表示されております財源補てん繰入金はただ今も御説明しましたように、国保会計の赤字分を補てんする法定外の繰入金でございます。

財源補てん繰入金の被保険者1人当たりでは、30市町村の中で、多いほうから20位となっている現状であります。

次に、資料3の4を御覧ください。

青梅市の保険税率等の経緯であります。保険税においては、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分の3本立てで課税しております。

平成30年度の国民健康保険事業の制度改正に伴い、財源補てん繰入金について、国では、段階的、計画的に削減、解消を図ることを市町村に求めていることから、一番右側の備考欄に記載のとおり、令和2年度に6.5%、令和4年度に6.0%の税率等の改定を行い、財源補てん繰入金の圧縮を図っているところであります。

保険税の改定は、これまで隔年で行ってきたことから、令和5年度にあたっては改定を予定しておりません。

次に、資料3の5および3の6を御覧ください。

3の5は被保険者数および保険給付費の推移、3の6は一人当たりの費用額いわゆる医療費および被保険者数の平成23年度からの推移を示したものであります。

御覧のとおり、いずれの資料も団塊世代の後期高齢者医療制度への大量移行および被用者保険への適用拡大などにより被保険者数が減り続けております。

保険給付費は平成28年度をピークに、やや減少しているものの、新型コロナウイルス

ス感染症拡大の影響で受診控えが起こった令和2年度を除き、ほぼ横這いとなっております。このため、被保険者の減少のほか、医療の高度化等により、一人当たりの費用額は、令和2年度を除き、上昇傾向にあります。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和5年度国民健康保険特別会計当初予算(案)編成状況についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 資料2の令和4年度の3月の補正予算の中で、例えば歳出の保険給付費は3月補正後では約101億6,700万、12月の補正後の予算額よりは増えますと、おそらく医療関係が増えるという前提で作られたと思います。

資料3の1の今年度の当初予算額を見ると、100億1,900万と4年度の見込み額より予算額が低くなっています。

保険給付が増えていくことが予想されますが、4年度の実績は考慮されているのでしょうか。市の予算の作り方はいろいろあるのかもしれませんが。

○保険年金課長 保険給付費につきましては、費用額ではなく、各被保険者の負担分以外の部分となりますが、被保険者数を令和4年度の当初予算に比べますと令和5年度につきましては、1,000人ほど減少で見込んでおります。

例えば未就学児、就学児から64歳まで、65歳から69歳まで、70歳以上の一般の方など年齢別に被保険者数を割り振りまして、それぞれの年代に対する1人当たりの医療費を計算した上で算出した金額となっております。

原則的には先ほど最初に申し上げましたとおり、被保険者数が大幅に1,000人ほど当初予算で減らしている。ただし補正は、実績値ということでその辺の数字が違うのではないかという形にはなります。

○委員 逆に保健事業は資料2の方を見ると、3月補正は約1億9,700万と減額の補正予算を組みます。令和5年度の方の当初予算は、約2億1,100万と増えている。

人数は1,000人ぐらい減るが、特定保険や健康診断を拡充していくことを目的で予算が増えているという理解でよいのですか。

○保険年金課長 保健事業の当初予算につきましては、被保険者数は減少でみて、特定健診、特定保健指導の人数は減らしているのですが、令和6年度にデータヘルス計画を策定する経費がかなり増えてますので、増という形で計上させていただいたところでございます。

○議長 確かに補正と当初を比べると。3月補正を出しているわけだから、それより

も下がるとなぜと考えてしまいます。

○委員 結果的にまた、例えば保険給付がどこかで補正しなくてはいけなくなるのではと思うんです。もちろん補正してはいけないということはないと思いますが、できるだけ近い数値に近づけた方がいいのかなと。

○委員 資料3の3、繰入金の状況の表なのですが、この法定内繰入金の中の職員給与費等という項目があります。

この中で日野市、国分寺市、狛江市、稲城市、奥多摩町等はこの段が0になっているのですが、これはどういうことなのでしょうか。

○保険年金課長 これは東京都が各市町村に聞いて取りまとめた資料ですので、それぞれの市町村がこれを0と答えた理由については把握しておりません。

○議長 推測ですが、特別会計ではなく、一般会計から職員給与費等を出してるのではないかと。特別会計の負担を上げるよりも、一般会計で全部負担するということがこうなっているのではと考えられます。

○委員 資料3の3の状況、30市町村の順位について、青梅市は大体このくらいのところでずっと推移してると思うのですが、改めて、繰入金を減らさないという指導のある中で、この辺の順位をどのように判断しますか。

○保険年金課長 令和2年度が21位で、令和3年度は20位ということで、順位が上がってしまっております。令和4年度につきましてはこれから決算が出てきて、どのようになるかはわからない現状ですが、今後、税率改定を進めていながら、一般会計繰入金を減らしていければと。一般会計繰入金が多い市町村と比較しますと、頑張ってるのかなというふうに感じていただいているものとは思っております。

後ほど、制度改正等のところで説明させていただきますが、財源補てん繰入金を削減するよう努力していきたいと考えてます。

○委員 保健事業費について、令和6年度に策定するデータヘルス計画の経費の内訳、例えばシステム改修等いろいろあると思いますが、その辺はどのようにしているかを教えてください。

○保険年金課長 現在、データヘルス計画にもとづいた各種保健事業を毎年継続的に展開しているところではございます。こちらの事業につきましては、委託という形で実施をしており、基本的にはKDBというデータシステムを使って、レセプトから抽出をされた方等のデータを活用して、実施しております。

今後、令和6年度以降の事業の展開につきましても、現在委託しているNTTデータに知識等を十分に継続して使っていただいで、それぞれの事業展開をしていきたいと考えております。ですので、現状、何費ということではなく、NTTデータに計画策定を委託する経費が丸々予算に上乘せという形ではございます。

ただし、NTTデータは令和4年度まで実施している業者でございまして、令和5年度以降については新たな業者になる可能性もあります。しかし、KDBを活用したうえで、実施していく形は変わりません。

○委員 今日の日午のニュースで、新型コロナウイルス感染症についての岸田総理の答弁で、4月以降に2類から5類に変更するかを検討するという情報がありました。それによって、国保の保険料から負担する部分が出てくるかと思ひます。5年度かどうかわかりませんが、例えば新型コロナになった場合の1人当たりの医療費、重症になった場合の1人当たりの医療費とかで、かなり変わってくるかと思ひます。

ですので、早い段階で情報収集していただいで、補正予算の乖離を少なくしていただくよう、努力していただきたいという要望です。

○委員 3の4の資料、保険税率の変遷についてですが、所得割、均等割は2年に1回、市で変更ができると思ひますが、限度額というのは市には裁量の余地はなく国が決めるということによいのでしょうか。

○保険年金課長 後ほど、資料4の1で説明させていただきますが、こちらについては国の方から中間所得者層の軽減というような形で、限度額を上げていくというような方針がござひます。既に制度改正で支援分については、22万円に賦課限度額を引き上げたいということで、通知が来ております。青梅市におきましても今後2万円を引き上げるといふことで準備を進めているところでござひます。

○委員 税率は市で設定できても、限度額は市で設定できないといふことでいいですか。

○保険年金課長 限度額についても市の裁量がござひまして、それぞれ市町村によつて、上げたり、そのままだったりといふところはあるんですが、ほとんどの市が国に合わせて上げるといふのが実情でござひます。

○委員 今まで102万円が上限だったと思ひますが、令和5年度は最大で年間104万の保険税になると思ひますので、これから先どうなるかわかりませんが、過去を見ても、税率はどこも上がってますから、底なしなのではといふ気がしてあります。将来的にどこまで上がるのか気になる。

○議長 ほかに何かありますか。

質問がないようですので、次に移ります。

次に、(3)、令和5年度の国民健康保険に関する主な制度改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項(3)令和5年度の国民健康保険に関する主な制度改正について御説明申し上げます。

資料4の1を御覧ください。

初めに、1の保険税課税限度額の引き上げについてであります。

高所得層に応分の負担を求めることで、保険税の負担感が重い中間所得層の負担上昇をできる限り緩和するために、令和4年度に引き続き、令和5年度税制改正において課税限度額が引き上げられることとなりました。

内容といたしましては、後期高齢者支援金等課税額において限度額を20万円から22万円に引き上げ、基礎課税額65万円と介護納付金課税額17万円を据え置くものであります。

次に、2の保険税軽減にかかる所得判定所得の引き上げについてであります。

物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないようにするため、政府が物価の動向等を踏まえて、令和5年度税制改正において保険税軽減にかかる所得判定所得が引き上げられることとなりました。

今回の引き上げは令和2年度以来、3年ぶりとなります。

内容といたしましては、世帯人数に応じて乗じる額を5割軽減は28万5,000円から29万円に、2割軽減は52万円から53万5,000円とするものであります。

なお、1および2につきましては、令和5年度以後の国民健康保険税について適用されます。

また、1および2の改正につきましては、地方税法施行令の改正にもとづき、青梅市国民健康保険税条例の一部改正を行うこととなりますが、年度末に政令改正が予定されていることから、市長の専決処分により、条例改正を行う予定であります。

次に、3の出産育児一時金の引き上げについてであります。

資料裏面を御覧ください。

こちらは、先ほど、協議事項出産育児一時金について(諮問)で御説明したものでございます。

内容としては、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、引き上げ分について国庫補助で財政支援を行うというものでございます。

最後に、4の産前産後期間の保険料(税)免除についてであります。

資料4の2を御覧ください。

こちらの資料は、厚生労働省が公表しました令和5年度予算案の主な事項から抜粋したものでございます。

資料上段の 1、事業の目的の 2 番目の丸にありますとおり、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国および地方の取り組みとして、国保制度において出産する被保険者にかかる産前産後期間相当分、4 か月間の均等割保険料および所得割保険料を免除するものであります。

具体的な内容につきましては、資料下段の 2、事業の概要、実施主体等にありますとおり、まず、減免対象者は出産する被保険者とし、当該出産する被保険者にかかる産前産後期間相当分、4 か月間の均等割保険料と所得割保険料を、公費により免除いたします。

次に、公費負担の内訳は国が 2 分の 1、都道府県と市町村が 4 分の 1 ずつ負担することとなります。

最後に、施行時期は法改正を経て、令和 6 年 1 月から施行される予定となっております。

当市といたしましては、今後の法改正等、国の動向を注視しながら、実施に向けて準備を進めてまいります。

以上、令和 5 年度の国民健康保険に関する主な制度改正についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

質問がないようですので、次に移ります。

次に、(4) 国民健康保険税の動向についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項 (4) 国民健康保険税の動向について、御説明申し上げます。

初めに、アの法定外繰入等解消における国の動向についてであります。

資料 5 の 1 を御覧ください。

こちらは、令和 4 年 12 月 22 日に開催された政府の経済財政諮問会議において提示されました新経済、財政再生計画改革工程表 2022 を抜粋したものであります。

資料左側 K P I 第 2 階層の四角で囲んである箇所に記載のとおり、一般会計から決算補填等を目的とした国民健康保険の法定外繰入を行っている市町村数について、令和 5 年度の 2023 年までに 100、令和 8 年度の 2026 年度までに 50 に減らす目標を掲げております。この記載は昨年および一昨年の工程表から変更されておらず、法定外繰入等解消における国の考え方に変化がないことが読み取れます。繰入額が多い都内 23 区と多摩 30 市町村をターゲットにした数字と捉えております。

続きまして、イの令和 5 年度東京都標準税率についてであります。

資料 5 の 2 を御覧ください。

こちらの資料は、先日東京都から示された令和 5 年度の確定係数にもとづく東京都

標準税率について、過去の標準税率および当市の保険税率との比較としてまとめたものであります。

まず、1、都が算出した青梅市の標準税率の推移であります。

表の太枠で囲んである箇所は、上から令和4年度の標準税率、令和5年度の標準税率、令和5年度と令和4年度の差となっております。

一番下の行の令和5年度と令和4年度の差を見ますと、医療分と支援金分が増加、介護分が減少となっており、医療分、支援金分および介護分の合計では、所得割税率が0.70ポイント、均等割額が5,037円、いずれも増加となっております。

令和5年度の医療分と支援金分の標準税率が令和4年度と比べて増加した理由につきましては、東京都の説明によりますと、医療分については、令和5年度の一人当たり診療費が令和4年度より増加する見込みであること、支援金分については、団塊の世代が後期高齢者医療保険制度へ移行していることに伴う、国の係数の増によるものとなっております。

次に、2、都標準税率と市の税率の差であります。

表の一番下の行にあります標準税率と市の現行税率との差を見ますと、医療分、支援金分、介護分ともに現時点で都の標準税率から乖離している状態であります。

一番右の列は、令和5年度の当初予算積算数値をもとに調定額を算出したものとなります。上から標準税率にもとづき算出した調定額、市の税率で算出した調定額、市の税率と標準税率との調定額の差となっており、令和5年度予算の調定額ベースで12億6,572万円余の不足となっております。

市の税率を標準税率に統一すれば、法定外繰入が解消されると考えているため、現時点での標準税率をもとに試算しましたところ、法定外繰入を解消するには改定率に換算して、およそ47%程度の改定が必要となります。実際には改定回数に応じての按分となると思われますが、今後は令和4年度の6.0%改定以上の改定率で税率改定を実施することも視野に入れて検討する必要があると考えております。

税率改定につきましては、令和5年度の第1回当協議会において、市長から諮問させていただいたうえで、委員の皆様には御協議いただくこととなりますが、物価高騰やコロナの影響もあり、多摩地区の中でも、来年度の改定の見送りや、東京都へ提出済みの国保財政健全化計画の見直しを検討するなどの動きも徐々に出ていますので、随時、委員の皆様には情報提供をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、国民健康保険税の動向についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 標準税率から見ますと、青梅市はある意味では保険税率を安く設定してるといふ捉え方でよろしいですか。

○保険年金課長 安く設定してるというふうに考えております。

○委員 将来的に一般財源をなくすという話ですが、さすがにこの47%という数字を、上げたとしたら、市民の方が怒ると思うんです。ほぼ不可能に近い状況ではないかなという気がしております。

上がってくのは仕方ないにしても、やはり段階的にとというのが一般的な流れかなとは思いますが、これを短期のうちに解消するような予定とか、考えもあるのでしょうか。

○保険年金課長 先ほど御説明の中で申し上げました、国保財政健全化計画というのが赤字をいつまでに解消するというような計画で、国の指示によりまして東京都に提出しているところでございます。

そちらには令和10年までの11年間で解消するという計画を立てており、年度ごとに算出した結果、このような数字が出てくるということになっております。

以前本協議会において青梅市の税率改定については2年に1度ということで御意見を頂戴しておりますので、今後引き続き一般財源補てん繰入金の額を勘案しながら、当協議会へ、諮問をさせていただき、答申をもって、計画的に改定をしていければというふうに考えております。

○委員 私の方ができれば保険料を安くして欲しいなと考えてるものですから、上がるということに対してはやはりちょっと抵抗があるなという感覚です。

○議長 2年に1回税率改正をしてまして、国は都道府県に対して、一般会計の繰入れをなくすようにと。本協議会でもなるべく繰入れを減らそうということで、前回は税率を上げたんですが、市長が少し高いだろうということで、下げたという現状があります。

協議会とすれば御意見のとおり、上げたくないけれども、国や都道府県からの締め付けもあるだろうということも加味しながら対応しております。

これからも一気に上げるというわけにはいかないもので、段階的に少しずつというのは仕方ないとは思っています。

ほかにありますか。

質問がないようですので、次に移ります。

次に、(5)被保険者証の廃止についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項(5)被保険者証の廃止について御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

こちらは、令和5年1月16日に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の資料を抜粋したものであります。

初めに、上から1つ目と2つ目の点につきましては河野デジタル担当大臣の発言によるものであります。

マイナンバーカードと健康保険証を一体化したうえで受診していただくことで、オンライン資格確認システムによる健康、医療に関する多くのデータにもとづいた、より良い医療を受けていただくことが可能となります。

このことから、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す方針が示されました。

これにもとづき、3つ目の点にありますように、保険証の廃止に向けて、国において、細部にわたるきめ細かい環境整備と国民および医療機関等関係者への理解促進に丁寧に取り組むこととされました。

続きまして、具体的な課題について、2点示されています。

まず、1、訪問診療、柔整あはき等にオンライン資格確認を導入とあります。

訪問診療等の居宅における資格確認の仕組みの構築と、柔道整復師やあんま、はり、きゅう師の施術所等に資格確認のみを取得できる簡素な仕組みの構築に取り組むとされています。

また、紙レセプトでの請求を行っている等によりオンライン資格確認義務化の例外となっている医療機関等についても、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討するとされています。

次に、2、マイナンバーカードの取得の徹底とあります。

保険証の廃止にあたり、マイナンバーカード取得の徹底に加え、カードの手続きや様式の見直しの検討を行うとされています。

当市ではすでに、マイナンバーカード取得促進策としてのマイナンバーカード申請時の写真撮影サービスや、マイナンバーカードの交付から一気通貫で保険証利用登録ができるように、マイナポータルが操作できる端末を備え付けたサポート窓口の設置を行っており、来年度も継続して行ってまいります。

また、何らかの事情により、手元にマイナンバーカードがない方が必要な保険診療等を受ける際の事務手続等については、今後マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会において、検討を進めるとされています。

被保険者証の廃止に向けて法改正を行うとの情報も入っており、5年度は被保険者証の一斉更新の年度でもありますので、今後も国の動向を注視していきたいと考えています。

また、東京都の方針で被保険者証の更新時期等といった、被保険者証の交付に関する事務手続きを都内で統一していることと、東京都国民健康保険連携会議実務者会議において、被保険者証の廃止に伴う今後の方針について検討されていることから、東京都の動向についても注視したうえで、適切に対応したいと考えております。

なお、補足であります。全国の普及率といたしましては、1月15日現在、4,167

万件でマイナンバーカード交付枚数の 56.7%となっております。そのうち、青梅市国保被保険者における普及率は、1月17日現在、10,245件で市内全被保険者数の 35.8%を占めています。

また、市内でマイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関等は、1月15日現在、総合病院をはじめとした医科で 23 機関、歯科で 11 機関、薬局で 37 機関、合わせて 71 機関で利用可能となっております。保険証利用登録をされていない方が身近におられましたら、ぜひ利用登録をお勧めしていただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

以上、被保険者証の廃止についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 マイナンバーカードを保険証として利用できるのが、先ほど医療機関 23 機関、歯科 11 機関ということでしたが、医療機関が何機関ある中の 23 機関でしょうか。

○健康課長 市内の病院、医院、診療所は 79 機関です。

○委員 歯科については、歯科医師会に加入しているところと入っていないところがありますが、約 60 機関、青梅市にあります。歯科医師会に加入しているところだと約 40 機関です。

実際にマイナンバーカードを保険証として利用できるようにしていますが、マイナンバーカードを持ってきてくださる患者さんが少ないという状況です。

○委員 青梅市だけの問題ではなく、国全体の問題だと思うんですが、マイナンバーカードの取得率が上がっていかない。

市役所の 1 階でも、ブースを作ったり、写真のサービスとか、いろいろ一生懸命やっていたら、非常にいいことだと私は思うのですが、それでもなかなか進んでいかない背景、理由というのは青梅市としてどのように考えてますか。

○市民部長 ただいま御質問いただきましたマイナンバーカードにつきましては、青梅市ではいろいろと施策を打っておりまして、申請率につきましては、12 月末をもって 73.6%、交付率につきましても 60.29%ということで、全国平均を上回っているような状況です。ただ、全国的に見てもなかなか進まないという状況は御指摘のとおりでございます。一つには活用方法がまだ明らかになってないことが非常に多いというのがあります。健康保険証はもう実際に動き始めておりますが、例えば運転免許証については、まだどうなるのだろうかとか、そういった不確定な情報でなかなか作りづらいという状況があるのは間違いないと思います。

国といたしましても、そういった状況をテコ入れするために、マイナポイントを2万ポイント付けて、皆さんどうぞ作ってくださいというようなことをしているのもまた事実でございます。

私どもといたしましても、市長からマイナンバーカードの交付率を上げるようにと市民部に対して指示が出ておりますので、皆様にマイナンバーカードをお届けできるように引き続き進めてまいりたいと考えております。

○委員 青梅市だけの問題ではないので、本当に酷なことを言って申し訳ないですが、ぜひ頑張ってください。

○委員 お客さんからマイナンバーカードについて、寝たきりのお年寄りが作ってもとか、産まれたばかりの子供にカードを作るのかということはいくついろなところで、御意見を伺ったりします。そういう方は対応が難しいのかなとは思いますが。

○議長 カードを作らない人はいろいろなデメリットの部分、例えば金融機関の情報をみんな把握されてしまうんじゃないとか、いろいろなことを国に把握されてしまうのではないかと、疑っている部分もあるかと思えます。

○委員 それはないと思いますが、疑っている方もいらっしゃいますね。

○議長 そういう人はマイナンバーカードを作らないですね。

他にありますか。

質問がないようでございますので、日程3、報告事項を終わります。

△「日程4」 連絡事項

○議長 次に日程4、連絡事項に入ります。

(1) 今後の会議日程等について事務局から説明いたします。

○保険年金課長 令和5年度の会議日程につきましては、令和6年度の保険税の見直しに向けて、3回の開催を予定しております。

記載にありますとおり、7月13日、11月16日の木曜日および1月16日の火曜日の午後1時30分から開催予定とさせていただきますので、御予定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

確定次第、早めにメールで御連絡をさせていただきますので、まずはこの3日間、御予定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま、今後の予定について、事務局から、説明がありました。

委員各位におかれましては、お忙しいと思いますが、令和6年度の保険税率等改定に

向けた会議となりますので御予定をお願いいたします。

これで、予定された日程については、すべて終了いたしました。

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第2回青梅市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。